



曙交番



福山東警察署 084-927-0110

自転車の安全利用の促進

自転車マナーアップ強化月間：令和8年5月1日（金）～5月31日（日）
自転車マナーアップスローガン：ヘルメット 命のお守り 忘れずに

自転車安全利用五則



- ① 車道が原則、左側を通行
自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯
歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも必ずライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
自転車は車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されています。絶対にやめてください。
- ⑤ ヘルメットを着用
事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

「70才以上の高齢ドライバーのご家族の方へ」

☆70才以上の方の運転免許証等の更新は・・・

事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておく必要があります。

☆学生が夏休みとなる時期は、高齢者講習等の予約が大変取りにくくなります。

☆通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするよう助言してあげてください！

なお、認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください！

※ 通知書例



通知書はこの
ハガキだよ！！

